

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件は当裁判所がさきに、被告人Aがした上告の申立について、その上告趣意は刑訴四〇五条各号の事由に当らないものとして、同四一四条、三八六条一項三号により右上告を棄却した決定に対し、別紙のような理由により異議を申立てるものであるが、右のごとき当裁判所の決定に対し異議の申立をなしえないことは、当裁判所の判例とするところであるから（昭和二五年（す）第二五七号、同二六年一二月二六日大法廷決定）、本件申立は不適法として棄却すべきものとし、裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎